



## 消費生活ナビ

18歳で大人に

2022年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、高校3年生から成年となりました。未成年者が親権者等の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた未成年者取消権によってその契約を取り消すことができますが、成年になって結んだ契約は未成年者取消権の行使ができないため注意が必要です。

以前、TVの情報番組で、高校3年生を対象に「成年になったら何をしたいか」というインタビューを行っていて、高校生は「クレジットカードを作って、ゲームに親

の干渉なく自由に課金したい」と回答していました。

この回答は大変怖いことで、18歳にして自己破産が起きるかもしれません。成年になるということは、自己で責任を持ち管理・行動をすることです。

もし、このようなトラブルがあった場合は、すぐに消費者センターや無料法律相談をご利用ください。

**図消費生活相談室**

毎週火曜日 午前10時～午後4時

☎84-1233



## 商工会伝言板



### 「第18回小規模事業者持続化補助金」のお知らせ

事業者が販路の拡大などに取り組む際の、新しい設備・機械の導入や広告宣伝費などに対して補助を行っています。補助率は2/3、補助金額は通常枠の上限が50万円、賃上げなどに取り組む事業者に対しては上限200万円となっています。

詳しくは、商工会へお問い合わせください。

**事業支援計画書の受付締切** 11月18日(火)

**申込締切** 11月28日(金) 午後5時まで(予定)

**図商工会 ☎82-0434**

「小規模事業者持続化補助金」のHPは  
こちら→



## すくすくギャラリーに お子さんの写真を掲載しませんか

広報紙の「すくすくギャラリー」のコーナーへ掲載する、お子さんの写真を募集しています。

お子さんの成長の記録や誕生日の記念写真、お出かけ先でのベストショットなどを掲載してみませんか。

**対象** 町内在住で小学校入学前までのお子さん

**図総務課秘書広報班 ☎84-1211**



▲ここは広告枠です

▲ここは広告枠です

▲ここは広告枠です

▲ここは広告枠です